

令和4年3月18日

令和4年第1回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

政 策 局

目 次

| | ページ |
|--------------------------------------|-----|
| 1 「マスク飲食実施店」認証業務での虚偽の現地確認報告について…………… | 1 |
| 2 「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」について…………… | 3 |

参考資料 特別自治市構想に対する神奈川県の見解

1 「マスク飲食実施店」認証業務での虚偽の現地確認報告について

「マスク飲食実施店」認証業務における県の委託事業者であるテルウェル東日本株式会社から訪問業務の一部を再委託されていた事業者(株式会社ヒト・コミュニケーションズ)の訪問員が、現地確認をしていないにも関わらず、現地確認を行ったとの虚偽の報告をしていたことが判明した。

また、認証前の訪問を受けていないと県に情報が寄せられた店舗について確認したところ、ヒト・コミュニケーションズの報告誤りにより、未訪問にも関わらず認証されていた店舗があることが判明した。

虚偽報告の調査状況や再発防止策について報告する。

(1) 調査状況(3月16日現在)

ア 虚偽報告を行った訪問員(A)が担当していた店舗(67件)

(ア) 訪問が確認できた店舗 53件

※ 当初の調査では54件と公表していたが、店舗の誤解により1店舗が未訪問であることが判明した。

(イ) 未訪問が判明した店舗 12件

※ 未訪問が判明した店舗については、訪問の上、謝罪するとともに、感染対策が徹底されていることを確認した。

(ウ) 閉店等により確認ができない店舗 2件

イ 認証前の訪問を受けていないと県に情報が寄せられた店舗(17件)

(ア) 再委託事業者の報告誤り 14件

※ 訪問したが、休業中のため現地確認ができなかった店舗について「未訪問」と入力すべきところ「訪問済」と入力した。

※ 報告誤りで認証された店舗について、訪問の上、謝罪するとともに、感染対策が徹底されていることを確認した。

(イ) 休業中により確認ができない店舗 1件

(ウ) 新たに虚偽報告を行ったと判明した訪問員(B)が担当していた店舗 2件

a 未訪問が判明した店舗 1件

b 休業中により確認ができない店舗 1件

ウ 訪問員(B)が担当していたその他店舗(4件)

(ア) 訪問が確認できた店舗 1件

(イ) 未訪問が判明した店舗 3件

※ 未訪問が判明した店舗については、訪問の上、謝罪するとともに、感染対策が徹底されていることを確認した。

(2) 再調査について（3月16日現在）

ヒト・コミュニケーションズへの再委託承認を解除（2月18日）するとともに、ヒト・コミュニケーションズが訪問業務を担当した全店舗について、テルウェル東日本に再調査を指示した。（4,213件）

ア 訪問が確認できた店舗 3,933件

イ 未訪問が判明した店舗 144件

※ 訪問したが、休業中のため現地確認ができなかった店舗について「未訪問」と入力すべきところ「訪問済」と入力した。

※ 未訪問が判明した店舗については、訪問の上、謝罪するとともに、感染対策が徹底されていることを確認した。

ウ 調査中の店舗 136件

※ 電話連絡を行っているが、電話不出・責任者不在のため確認ができていない。

(3) 再発防止策

ア テルウェル東日本の対応

- ・ 全訪問員に対して今回の事案を周知し、注意喚起を実施した。
- ・ 現地確認の翌日に、現地確認表の提出のあったすべての店舗に対し、訪問員とは別のスタッフが電話連絡を行い、確実に訪問したことを確認することとした。
- ・ 現地確認表の様式を変更し、確認後に店舗の方にいただくサインをフルネームとし、その下に訪問員のフルネームを記載する欄を設け、サインの偽造防止を図ることとした。

イ 県の対応

- ・ 委託事業者に対する管理・監督を徹底し、再発防止にしっかりと取り組んでいく。

2 「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」について

(1) 趣旨

近年、特別自治市構想について、指定都市市長会等から提案がなされるなど、その動きが活発化している。

この構想は、現行の指定都市が道府県から実質的に独立し、道府県の権限・税財源を含めて一元的に管理する「特別自治市」を法制度化しようとするもので、地方自治制度全般に関わる問題提起である。

そのため、全国最多の3指定都市が所在する本県では、昨年6月より有識者で構成する「特別自治市構想等大都市制度に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催し、同年11月に研究会が取りまとめた意見・提言を踏まえ、本年3月に、特別自治市構想に対する見解をとりまとめ、公表した。

(2) 特別自治市構想に対する神奈川県の見解（概要）

ア 特別自治市構想の背景等

指定都市市長会等は、現行指定都市制度上の課題として、道府県と指定都市間の「二重行政」や、大都市特例事務に関する「税制上の不十分な措置」を挙げている。

こうした課題を前提に、現在の二層制の地方自治構造では指定都市が求められる役割を十分に発揮できないとし、「二重行政」の完全な解消等を実現する制度として、広域自治体(道府県)に包含されない一層制の「特別自治市」を法制度化する必要があるとしている。

イ 特別自治市構想に対する神奈川県の見解

(ア) 特別自治市構想の法制度化を目指すとしている理由について

指定都市市長会等が、「特別自治市構想の法制度化を目指す理由」として掲げる指定都市制度の課題は、以下の理由により、合理性がない。

a いわゆる「二重行政」

指定都市市長会等が指摘する事例は、法令による役割分担がなされているものや、住民ニーズに基づくものであり、「二重行政」の指摘は当たらないと考える。

また、指定都市から指摘があれば、県は指定都市と調整の上、権限移譲を実現してきた経緯がある。

仮にいわゆる「二重行政」のような課題が具体的に生じていても、事務処理の特例に関する条例による事務・権限の移譲や、地方自治法における「指定都市都道府県調整会議」での協議など、現行制度を十分に活用することで解決は可能である。

b 「税制上の不十分な措置」

大都市特例事務に関する「税制上の不十分な措置」をはじめとした地方税財源の不足は、地方税財政制度全体の課題であることから、国における抜本的な検討が必要であり、地方が連携して国に解決を求めるべき課題である。

地方全体が財源不足の中で、単に道府県における市域の税財源全てを指定都市に移譲することでは根本的な解決にはならない。

また、そもそも特別自治市は、包括する市町村に関する連絡調整事務や補完事務といった広域自治体が処理する事務を担わないことから、道府県税の全てを賦課徴収するという考え方が合理性を有しない。

(イ) 特別自治市構想の課題・懸念について

仮に特別自治市構想が実現した場合に、住民の目線に立って、具体的にどのような影響が考えられるのか、広域自治体の視点からも整理し「見える化」していく必要があると考え、以下のとおり、大きく4点、特別自治市構想の課題・懸念を整理した。

a 県の総合調整機能への支障

県は、医療資源や水源など、県内に偏在する地域資源を有効活用し、広域的なスケールメリットを活かした取組や、市町村のバックアップのための取組を展開するなど、指定都市内外を問わず、総合調整機能を発揮している。

仮に資源等が集中する指定都市が特別自治市となり、県の区域外となれば、こうした県の総合調整機能に大きな支障が生じ、指定都市内外の住民サービスが低下するおそれがある。

b 財政面から見た県内全域での行政サービス水準の低下

県の試算では、全ての県内指定都市が特別自治市に移行し、市域内の県税全てが指定都市に税源移譲されると、「留保財源」やその他財源を含む歳入減が、歳出減を上回る結果、令和元年度決算ベースでは、約680億円の財源不足が見込まれ、県が政策的判断で実施する独自事業の財源が不足することとなる。

そうなれば、特別自治市となる指定都市以外の県内市町村域では、県の行政サービスの水準維持が困難になるだけでなく、災害対応、新興感染症等対策、水源環境保全・再生といった、その事業効果が指定都市にも広く波及する県の行政サービス水準が大幅に低下するおそれがある。

c 県民・市民の大きな費用負担の発生

特別自治市は県の区域外となるため、県有施設の特別自治市への移管や、県機関及び県有施設の特別自治市の区域外への移転などに伴い、多額の費用が発生することが想定される。

指定都市等からは、特別自治市への移行に要する費用と、その負担の考え方が明確にされておらず、指定都市の住民等の費用負担といった非常に重要な観点からの説明が不足している。

d 住民代表機能への影響

特別自治市は、道府県と指定都市の権限と税財源を併せ持つ巨大な一層制の地方自治体であり、1人の市長と市議会のみで地方自治を行うことになり、住民参画など民主主義の機能が低下し、住民ニーズへの応答が弱くなるおそれがある。

また、県政の代表者を選出する機会が失われる、国会議員の議席数が分割されることで、地域としての国政における発信力が低下するおそれがあるなど、県政や国政における住民代表機能に与える影響もある。

(ウ) 特別自治市構想の法制度化について

特別自治市構想については、指定都市市長会等が主張する理由（根拠）自体に合理性がなく、また仮に実現した場合、県内全域における行政サービスが大幅に低下するなど、現在の指定都市域の市民を含む県民生活に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、住民目線から見て法制度化することは妥当でない。

今後、県は、研究会からの提言も踏まえ、指定都市と一層の協調連携を図り、個別の事務・権限における課題があれば、「指定都市都道府県調整会議」を十分に活用するなど、現行制度の下でしっかりと取り組む。

こうした取組を尽くした上で、現行制度下で解決できない行政課題が認められた場合には、その解決のために、どのような地方自治のあり方が望ましいのか、県民や議会、県内市町村の皆様とともに真摯に議論を深めていく。

(3) 今後の予定

今後、県の見解について、国や県内市町村等に示すとともに、身近な事例を中心として分かりやすく県民向けに発信する。

<別添参考資料>

- ・ 参考資料 特別自治市構想に対する神奈川県の見解